

平成 15 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価結果等についての意見への対応

平成 17 年 7 月 14 日
北方領土問題対策協会分科会事務局

| 政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見 | 平成 15 年度評価における実績 | 左記の意見に対する今年度評価における対応 |
|---|---|--|
| 【独立行政法人北方領土問題対策協会への意見】 | | |
| <p>北方領土返還要求運動に係る全国大会、県民大会等の啓発活動に対する支援業務の一環として民間団体に経費の助成が行われているが、助成事業に係る助成条件、審査状況、助成先ごとの助成額等については、業務実績報告書、評価書等においても明確にされておらず、評価が行われていない。今後、啓発活動の支援業務の評価に当たっては、助成事業に係るこれらの状況を把握した上で助成事業の妥当性等にも着目した評価を行うべきである。</p> | <p>昨年度の項目別評価表においては、助成事業に係る助成条件、審査状況、助成先ごとの助成額等に係る項目を設けていなかった。</p> | <p>項目別評価表に、助成事業に係る助成条件、審査状況、助成先ごとの助成額等に係る項目を設け、支援条件、支援対象、審査状況、個別支援実績等について詳細に記載し、助成事業が妥当か否かについて評価を行う。</p> |
| 【内閣府所管法人全体への意見】 | | |
| <p>平成 17 年度末で中期目標期間が終了する法人のうち、16 年度中に見直しの結論を得る法人以外の特定独立行政法人については、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、業務の実施状況を分析し、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行についてどのように取り扱われるべきかが明確になるような評価を行うべきである。</p> | <p>北方領土問題対策協会の中期目標期間は平成 19 年度末で終了するため、左記意見は該当しない。</p> | <p>左に同じ。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| <p>財務内容の改善に関する評価において、予算、収支計画及び資金計画と実績の対比による評価が行われていない独立行政法人が見受けられるので、このような法人については、計画と実績の対比、運営費交付金の執行状況と残高内容、当期損益と欠損状況、目的積立金の状況などを評価書、事業報告書等に明記した上で評価をおこなうべきである。</p> | <p>予算、収支計画及び資金計画と実績の対比は業務実績報告書において明らかにしており、その上で評価を行った。</p> <p>また、運営費交付金の執行状況と残高内容等についても財務諸表で明らかにされており、分科会において説明を行った上で、評価を行った。</p> | <p>昨年度評価においても左記のとおり予算、収支計画及び資金計画と実績の対比は業務実績報告書において明らかにする等、適切な評価が行ったが、今年度においてはよりわかりやすくするため項目別評価表において実績に関する説明を記載した。</p> |
| <p>平成 15 年 10 月に特殊法人等から移行した独立行政法人の中には、役員の報酬等や職員の給与水準が国家公務員の給与水準等と比べ高い法人も見受けられるので、財務内容に関する分析・評価を行う場合は、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与水準の公表方法等について（ガイドライン）」（平成 15 年 9 月 9 日付け総理大臣通知）に則って 16 年 7 月に公表された各法人の給与水準のデータ等を活用し、当該法人の給与水準等が業務に見合うものであるかどうかを把握した上で評価を行うべきである。</p> | <p>昨年度の項目別評価表においては、役員の報酬等や職員の給与水準に係る項目が設けられていなかった。</p> | <p>項目別評価表に役員の報酬等や職員の給与水準に係る項目を設け、これらが業務に見合うものであるか否かについて評価を行う。</p> |